



浦添市移動支援事業実施規程の一部を改正する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年6月25日

浦添市長 松本 哲治



浦添市告示第78号

浦添市移動支援事業実施規程の一部を改正する告示の一部を改正する告示

浦添市移動支援事業実施規程の一部を改正する告示（令和8年告示第51号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を改める改正規定を次のように改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

単価表

身体介護を伴わない場合

(日中帯 8:00~18:00)	
利用時間	単価(円)
30分未満	1,090
30分以上1時間未満	1,960
1時間以上1時間30分未満	2,810
1時間30分以上2時間未満	3,560
2時間以上2時間30分未満	4,300
2時間30分以上3時間未満	5,050
3時間以上3時間30分未満	5,790
3時間30分以上4時間未満	6,540
4時間以上4時間30分未満	7,280
4時間30分以上5時間未満	8,020
5時間以上5時間30分未満	8,760
5時間30分以上6時間未満	9,500
6時間以上6時間30分未満	10,240
6時間30分以上7時間未満	10,980
7時間以上7時間30分未満	11,720
7時間30分以上8時間未満	12,460
8時間以上8時間30分未満	13,200
8時間30分以上9時間未満	13,940
9時間以上9時間30分未満	14,680
9時間30分以上10時間未満	15,420
10時間以上10時間30分未満	16,160

(夜間早朝帯 6 : 00 ~ 8 : 00 18 : 00 ~ 22 : 00)	
利用時間	単価 (円)
30分未満	1,360
30分以上 1 時間未満	2,450
1 時間以上 1 時間30分未満	3,510
1 時間30分以上 2 時間未満	4,450
2 時間以上 2 時間30分未満	5,380
2 時間30分以上 3 時間未満	6,310
3 時間以上 3 時間30分未満	7,250
3 時間30分以上 4 時間未満	8,030
4 時間以上 4 時間30分未満	9,110

(深夜帯 22 : 00 ~ 6 : 00)	
利用時間	単価 (円)
30分未満	1,630
30分以上 1 時間未満	2,940
1 時間以上 1 時間30分未満	4,210
1 時間30分以上 2 時間未満	5,330
2 時間以上 2 時間30分未満	6,450
2 時間30分以上 3 時間未満	7,570
3 時間以上 3 時間30分未満	8,690
3 時間30分以上 4 時間未満	9,810
4 時間以上 4 時間30分未満	10,920
4 時間30分以上 5 時間未満	12,030
5 時間以上 5 時間30分未満	13,140
5 時間30分以上 6 時間未満	14,250
6 時間以上 6 時間30分未満	15,360
6 時間30分以上 7 時間未満	16,470
7 時間以上 7 時間30分未満	17,580
7 時間30分以上 8 時間未満	18,690
8 時間以上 8 時間30分未満	19,800

備考

- 1 原則として利用できる時間帯は、早朝帯（7：00～8：00）、日中帯（8：00～18：00）及び夜間帯（18：00～22：00）とする。
- 2 第5条第3項ただし書の規定により事前承認を得た場合は、上記以外の時間帯を利用することができる。

別表第2（第6条関係）

単価表

身体介護を伴う場合

（日中帯 8：00～18：00）	
利用時間	単価（円）
30分未満	2,000
30分以上1時間未満	4,000
1時間以上1時間30分未満	6,000
1時間30分以上2時間未満	6,750
2時間以上2時間30分未満	7,500
2時間30分以上3時間未満	8,250
3時間以上3時間30分未満	8,950
3時間30分以上4時間未満	9,650
4時間以上4時間30分未満	10,350
4時間30分以上5時間未満	11,050
5時間以上5時間30分未満	11,750
5時間30分以上6時間未満	12,450
6時間以上6時間30分未満	13,150
6時間30分以上7時間未満	13,850
7時間以上7時間30分未満	14,550
7時間30分以上8時間未満	15,250
8時間以上8時間30分未満	15,950
8時間30分以上9時間未満	16,650
9時間以上9時間30分未満	17,350
9時間30分以上10時間未満	18,050
10時間以上10時間30分未満	18,750

（夜間早朝帯 6：00～8：00 18：00～22：00）

利用時間	単価 (円)
30分未満	2,500
30分以上 1 時間未満	5,000
1 時間以上 1 時間30分未満	7,500
1 時間30分以上 2 時間未満	8,440
2 時間以上 2 時間30分未満	9,380
2 時間30分以上 3 時間未満	10,310
3 時間以上 3 時間30分未満	11,190
3 時間30分以上 4 時間未満	12,060
4 時間以上 4 時間30分未満	12,940

(深夜帯 22 : 00 ~ 6 : 00)	
利用時間	単価 (円)
30分未満	3,000
30分以上 1 時間未満	6,000
1 時間以上 1 時間30分未満	9,000
1 時間30分以上 2 時間未満	10,130
2 時間以上 2 時間30分未満	11,250
2 時間30分以上 3 時間未満	12,380
3 時間以上 3 時間30分未満	13,430
3 時間30分以上 4 時間未満	14,480
4 時間以上 4 時間30分未満	15,530
4 時間30分以上 5 時間未満	16,580
5 時間以上 5 時間30分未満	17,630
5 時間30分以上 6 時間未満	18,680
6 時間以上 6 時間30分未満	19,730
6 時間30分以上 7 時間未満	20,780
7 時間以上 7 時間30分未満	21,830
7 時間30分以上 8 時間未満	22,880
8 時間以上 8 時間30分未満	23,930

備考

- 1 原則として、利用できる時間帯は、早朝帯 (7 : 00 ~ 8 : 00) 、日中帯 (8 : 00

～18：00) 及び夜間帯 (18：00～22：00) とする。

- 2 第5条第3項ただし書の規定により事前承認を得た場合は、上記以外の時間帯を利用することができる。

附 則

この告示は、令和8年6月25日から施行する。